

市長会見資料
2025年(令和7年)11月26日
環境産業局環境室環境創造課 (担当:植田)
TEL: 078-918-5786 (内線: 2591)

## 議案第87号関連資料

### 水とみどりでつながるあかしネイチャーポジティブ宣言について

#### 1 提案理由

ネイチャーポジティブの実現を目指すことを宣言するため、明石市議会の議決すべき事項等に関する条例第2条第2号の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものです。

#### 2 提案に至った背景

世界では、陸地の75%は著しく改変され、海洋の66%は複数の人為的な要因の影響下にあり、1700年以降湿地の85%以上が消失しました。また、調査されているほぼ全ての動物、植物の約25%の種の絶滅が危惧されているなど、過去50年の間、人類史上かつてない速度で地球全体の自然が変化しており、このままでは生物多様性の損失を止めることができず、持続可能な社会は実現できないとされています。

本市においても、陸域の生き物277種が絶滅の危機にあると明石市レッドリストに選定されているなど、生物多様性の喪失が進行しています。海域でも同様に、近年、いかなごやたこ類など漁獲量の減少をどう食い止めるかが大きな課題になっています。

このような生物多様性をマイナスからプラスに反転し、陸域からつながる海域の生態系を改善しなければなりません。そこで、本市として率先して「水とみどりでつながるあかしネイチャーポジティブ宣言」を表明し、これまでの生物多様性の取組を一層進めて行くと共に、さまざまなステークホルダーと連携・共創を深めることでネイチャーポジティブの実現を目指そうとするものです。

#### 3 宣言文案についての市民参画手続き

- (1) パブリックコメント (期間: 2025年10月1日から10月31日まで)
- (2) 第27回明石市環境審議会自然環境部会 (開催日: 2025年11月5日)

#### 4 宣言の内容

別紙宣言文案のとおり

#### 5 今後の予定

令和7年度第2回定例会(12月議会)に議案提出

2026年1月18日(日) ネイチャーポジティブ宣言式

※宣言議案の議決が前提

水とみどりでつながる  
あかしネイチャー・ポジティブ宣言 (案)

世界では、陸地の75%は著しく改変され、海洋の66%は複数の人為的な要因の影響下にあり、1700年以降湿地の85%以上が消失しました。また、調査されているほぼ全ての動物、植物の約25%の種の絶滅が危惧されているなど、過去50年の間、人類史上かつてない速度で地球全体の自然が変化しており、このままでは生物多様性の損失を止めることができず、持続可能な社会は実現できないとされています。

こうした事態を受け、国においては、「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定し、生物の種の数が回復していくポジティブな状態にしていくため、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする、いわゆる「30 by 30目標」を掲げ取組を進めています。

明石市では、これまでに、気候非常事態宣言に基づき、事業者の脱炭素経営に向けた支援や太陽光発電施設の設置促進など「ゼロ・カーボンあかし」の実現に向けた取組、循環型社会の実現のためごみ減量施策などの「ゼロ・ウェイストあかし」の取組を進めてきました。

持続可能な社会を実現するためには、これまでの取組に加え、生物多様性国家戦略を踏まえた取組を強く推し進め、里山から海までの水とみどりでつながるあかしの豊かな自然を健全な生態系として効果的に保全・再生することが必要です。

明石市は、以下の5つの方針のもと、ネイチャー・ポジティブの実現を目指すことをここに宣言します。

- 1 里山、ため池、農地、公園、河川、海岸など自然環境の保全・回復に取り組むとともに、陸の栄養を海まで届ける「水とみどりでつながるネットワーク」を強化します。
- 2 海洋生物の生息・生育環境の保全に努め、持続可能な海洋や漁場など、豊かな海の実現に取り組みます。
- 3 特定外来生物対策に取り組み、生態系の保護・保全に努めます。
- 4 生物多様性の大切さを普及・啓発し、自然と関わる人たちのつながりを強化し、自然と共生する人づくりを進めます。
- 5 これらの取組を産官学民が共創し、それぞれの立場で健全な生態系を回復、保全し、向上させる社会・経済活動を進展させ、豊かな自然環境を次世代に継承します。

年 月 日  
明石市長 丸谷 聰子